

IV. 参考資料

1. 我が国における取組状況について

→ 発表資料等に基づき、作成予定

2. 海外における動向等について

諸外国の研究資金配分機関、国際組織を中心にオープン化の取組に関する議論が加速的に行われている。

① OECD

2004 年に、先進国を含む OECD 加盟国の全ての科学担当大臣が、公的資金によるアーカイブデータは公的に利用可能であるべきと本質的に述べる宣言に署名した。加盟国のデータを提供する機関の要求と集中的な議論を受け、OECD は 2007 年に OECD Principles and Guidelines for Access to Research Data from Public Funding as a soft-law recommendation を発表した。

また、OECD はオープンサイエンスに関する調査を実施し、2015 年 1 月にその成果及び各国のオープンサイエンスに関する取組を発表予定。

② G8 科学大臣会合(2013 年 6 月 12 日)における共同声明

- ・ 科学的研究のオープンデータ、査読付きで出版された科学的研究成果物へのさらなるオープンアクセスに関する協力と合意
- ・ 科学的発見の進歩を加速し、イノベーションを創出し、科学的研究成果が実用的であると同様に広く入手可能であることを確保し、科学の透明性を可能とし、そして科学的な過程への国民参加を促していくべく、科学的研究データの開放性にコミット

(G8-GSO-DATA WG)

「グローバル研究インフラストラクチャ」に関連した DATA WG において、研究データ公開・共有について議論を行っている（米欧豪が主導）。

[2013.12.12 DATA WG]

- (a) 研究論文の OA 化とならび、研究データのオープン化が効率的につながることを合意
- (b) グローバル課題の解決には研究データの公開・共有が必要
- (c) 研究論文の証跡として、研究データが公開される必要性

③ GRC (Global Research Council)

全世界の学術振興機関の長によるフォーラム。米国科学財団 NSF の提唱により、2012 年 5 月に設立（日本からは JSPS、JST が参加）。2013 年 5 月の第 2 回会合において、公的研究費による研究論文のオープンアクセスを実施するアクションプランを採択。2015 年は日本が議長国（JSPS、共同議長：南アフリカ）。

④ 国際的なオープン化推進団体

(a) RDA (Research Data Alliance)

2012 年 8 月に、アメリカ NSF、欧州連合 iCORDI、オーストラリア ANDS の出資により創設された国際的組織。研究者主導により、研究データ流通のルール策定を目的とする団体。

(b) RDA-C(Research Data Alliance Colloquium)

RDA の継続的活動を管理、支援する政府系資金ファンディング機関を中心とした集まり。RDA がグローバルな研究データ共有基盤構築の「How-to」に関する議論を行うのに対し、RDA-C は「What-to」を話し合う場として創設。

(c) WDS (World Data System)

2008 年 10 月、ICSU（国際科学会議*1）総会にて創設された、科学データ（ベース）に関する国際的取組の高度化を目指す委員会。（国際プログラムオフィスは、日本の NICT(独立行政法人情報通信研究機構)がホストしている。）

※ICSU (国際科学会議：International Council for Science)

科学とその応用分野における国際的活動を推進することを目的として、1931 年に設立された非政府組織。本部はパリ。各国科学アカデミーが加盟しており、日本からは日本学術会議が参加。特に自然科学分野における国際学術団体の協調促進および国際的科学活動の協調推進を図ることを主たる目的とする。

(d) CODATA (Committee on Data for Science and Technology)

ICSU の科学技術データ委員会として 1966 年に設立。

(e) Force11 (The Future of Research Communications and e-Scholarship)

研究者、図書館員、アーキビスト、出版社、助成機関のコミュニティ。

「The Amsterdam Manifesto on Data Citation Principles」を 2011 年に策定

⑤ 海外における状況

(a) 米国

1) OSTP 指令（2013 年 2 月 22 日）

ホワイトハウスの科学技術政策局（OSTP）から全省庁へ向けた、論文及び研究データを対象とする「OSTP 公的助成研究成果 OA 指令」が発令された。年間 1 億ドル以上の研究開発費を有する研究助成機関は、2013 年 8 月末までに「論文と科学データへのアクセス拡大計画」を策定し OSTP に提出することを指示

2) NIH（国立衛生研究所）の取り組み

- ・ 2003 年 10 月、NIH 「Data Sharing Policy」を制定
- ・ 基礎研究、臨床研究、調査等、NIH がファンドした研究について、データの共有を義務付け
- ・ NIH のファンド申請時に、「Data Sharing Plan」の作成を義務化

3) NSF（国立科学財団）の取り組み

- ・ 2011 年 1 月、NSF のファンド申請者に、「Data Management Plan」の作

成を義務化

- Data の範囲は研究データ、出版物（論文）、サンプル、収集物、ソフトウェア、モデル等
- NIH のような明確なポリシーの制定は行われていない。

(b) 英国

1) 英国政府（RCUK）におけるオープンアクセスポリシー（2013 年 4 月）

政府助成の研究成果論文のオープンアクセスポリシーを制定。

それに伴い、論文に付随する研究データのオープンアクセスに関する各機関のポリシーも出揃った。

2) Research Councils UK（RCUK）の取組

- 2005 年より、Open Access Policy を公開、2012 年 6 月に「公的助成研究成果へのアクセス拡大検討・答申部会」の提言（Finchi Report）を受け、ポリシーを修正（2012 年 7 月）
- 公的研究資金を投じた研究は公益に資するべきとし、極力制限なくデータ共有を実施する

(c) EU

2012 年 7 月に 2014 年から 2020 年まで実施される Horizon2020 におけるオープンアクセスに関するガイドラインを制定しており、Horizon2020 によるプロジェクトの実施者すべてに適用される。このため、日本から参画する研究者も同ガイドラインの影響を受けることとなる。

(e) インド

2009 年 2 月、科学工業研究委員会（Council of Scientific & Industrial Research、CSIR）は、40 以上の所管研究機関に対し、科学論文の OA 化について次のように勧告した。

1. 全ての CSIR 研究所で発表する全ての研究論文は、機関リポジトリまたは OA ジャーナルへの搭載により、OA 化を図ること。
2. CSIR 発行ジャーナルは全て OA 化を図ること。
3. 各研究機関は、相互利用が可能な機関 OA リポジトリを開設すること。
4. CSIR/機関は、論文フルテキストまたはメタデータを harvest するセンターを設立すること。
5. 各機関は、電子論文リポジトリを開設すること。
6. OA 啓蒙会議を開催すること。
7. OA トレーニングを内部で実施すること。
8. CSIR 研究者を感作すること。

→中国の状況についても追記